

## 令和3年第1回(1月)清瀬市教育委員会定例会

令和3年第1回清瀬市教育委員会定例会が令和3年1月15日(金)午前9時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 日 時  | 令和3年1月15日(金)午前9時 30 分   |
| 2 場 所  | 健康センター第1会議室   |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり  |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)<br>宮 川 保 之 (教育長職務代理者)<br>粕 谷 衛 (委員)<br>兵 頭 扶美枝 (委員)<br>土 屋 佳 子 (委員) |
| 5 事務局  | 渡 辺 研 二 (教育部長)<br>中 山 兼 一 (教育部参事)<br>野 中 大 輔 (教育総務課庶務係長)                        |
| 6 書 記  | 島 崎 節 子 (教育総務課主任)   |

令和3年第1回清瀬市教育委員会定例会議事日程

令和3年1月15日(金)

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名(土屋委員)
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 教育委員報告
- 日程第4 議案第1号 事務の臨時代理の承認について (教育部長)
- 日程第5 議案第2号 令和3年4月1日施行予定の組織改正における教育委員会  
の例規改正について (教育部長)
- 日程第6 議案第3号 清瀬市立中学校「部活動の活動指針」について (指導課長)
- 日程第7 報告事項1 令和3年清瀬市成人記念式典について (教育部長)
- 日程第8 報告事項2 清瀬けやきホール指定管理者の選定につ  
いて (教育部長)
- 日程第9 報告事項3 下清戸集会所指定管理者の選定について (教育部長)
- 日程第10 報告事項4 新型コロナウイルス感染対策等について (教育部長)
- 日程第11 報告事項5 その他

## 議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

### 開会

坂田教育長が開会を宣言。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が土屋委員を指名

### 日程第2 教育長報告

○新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる学校の対応について

### 日程第3 教育委員活動報告

○坂田教育長 活動報告並びに、緊急事態宣言解除後、生涯学習関係となるスーパードッチボール大会の開催について

○粕谷委員 【活動報告】 なし

【意見】

感染予防の対策を取りながらの開催をしてはどうか 平常時の状況を取り戻すために、大人が頑張っていることが感じられるような開催の手立てはないか

○兵頭委員 【意見】

小学生・学童年齢者には発症が多くないが、緊急事態宣言中であればスーパードッチボール大会は中止が妥当

緊急事態宣言中の学校運営では教員の疲弊も多いと思われる

○土屋委員 【活動報告】

6市の指導主事会に参加（コロナ禍の子供たちへの対応 的確なアセスメントの観点）

○宮川 【意見】

職務代理者 2年後は新しいコミュニティづくりの拠点として、市民の手で管理運営されることを期待する

○坂田 【議決】

教育長 事務局案に教育委員からの意見部分を修正し、施行規則を制定することに承認をお願いしたい

○宮川 【承認】

職務代理者

○粕谷委員 【承認】

○兵頭委員 【承認】

○土屋委員 【承認】

日程第4 議案第1号 事務の臨時代理の承認について

(中山教育部参事)

緊急事態宣言延長に伴う学校の対応についてご報告します。

これは宣言終了の見通しが立たないこと、学校における感染症対策が十分に可能であること。学校の教育活動の価値を認め、学習指導要領の適切な実証を行い、感染症対策を徹底しながら学校運営を継続することです。

今までと大きく変わるのは、①飛沫感染の可能性の高い学習活動：十分配慮を行なった上で実施。②学校行事：児童・生徒が学年を超えて一同に集まって行う行事、校外での活動は、可能な限り十分な配慮を行って実施。③部活動：全ての部活動が実施可能。その際の注意事項として、本人・保護者の同意を得ること。必要最低限の活動日数とし、最長で午後5時30分までに完全下校することといたしました。

日程第5 議案第2号 令和3年4月1日施行予定の組織改正における教育委員会の例規改正について

(渡辺教育部長)

令和3年4月に改正が必要となる例規一覧と内容の詳細は資料の通りです。組織改正に伴う例規の整備ですが、処理区分「改定」となる例規は「指導課」が「教育指導課」と名称を改めることにより生じる改定です。

処理区分「制定」となる例規は「子ども家庭部子育て支援課」から「教育部生涯学習スポーツ課」編入される事業に伴う例規です。学童クラブ、放課後活動健全育成事業が教育委員会に入ってくる事業です。

処理区分「廃止」となる例規は「郷土博物館」が企画部に移行するため教育委員会における例規を一旦廃止します。

○宮川 【質問】

職務代理者 なし

○粕谷委員

○土屋委員

○兵頭委員 【質問】

学童クラブについて、今回の移管で内容変更あったか

(渡辺教育部長)

学童クラブの内容は、この度の組織改正での変更はありません。

- 坂田 教育長 【議決】  
令和3年4月1日施行予定の組織改正における教育委員会の例規改正案に承認をお願いしたい
- 宮川 職務代理者 【承認】
- 粕谷委員 【承認】
- 兵頭委員 【承認】
- 土屋委員 【承認】

日程第6 議案第3号 清瀬市立中学校「部活動の活動指針」について
----------------------------------

(中山教育部参事)

本指針については、推進委員会を設けました。委員長に大妻女子大学熊野特任教授、副委員長に元清瀬市教育委員会委員長の松村先生、小・中学校から保護者の代表、校長会代表、教育部長、生涯学習スポーツ課長、事務局となります。詳しくは冊子をご確認ください。

○坂田 教育長 【質問】  
その他の項目、朝と大会前の活動時間について説明を求める

○兵頭委員 【意見】  
指針が出来、月の活動計画が示されることで、家庭でも生徒自身も見通しがとれ、生活予測がつくこともあり良いと考える一方、6時30分までに完全下校と明記され、教員は負担になるのではないかと

○土屋委員 【質問】  
完全下校時間を明記する必要があるか

○粕谷委員 【意見】  
有限な時間でも活動内容を有意義にできると考える

(中山教育部参事)

その他の項目、朝の活動は午後の時間と合わせて2時間程度、休養期間も大会前1週間のであれば午後の時間と合わせて2時間程度はやっても良いとなっています。

時間を明示による教員負担について、各学校部活動の実態に合わせて実施されるものとしますが、最長でも午後6時30分までに下校することを示しています。

○坂田 教育長 【議決】  
「部活動の活動指針」について

○兵頭委員 【承認】

【意見】

月の活動計画が示されることで、家庭でも生徒自身も見通しがとれ、生活予測がつくこともあり良いと考える

○土屋委員 【承認】

○粕谷委員 【承認】

【意見】

参考様式はもう少し簡易なものでも良いと思うが、実情に合わせて改定がなされる事であれば了解する

○宮川 【承認】

職務代理者 【意見】

市の指針を受け、各学校がそれぞれの観点を考慮し、独自の指針を作り、定期的に検証と改善をプランニングしていくことが必要である

日程第7 報告事項1 令和3年清瀬市成人記念式典について
------------------------------

(渡辺教育部長)

緊急事態宣言をみこし、1月5日に中止を決定しました。ホームページにて広報するとともに、対象となる新成人へは葉書にてお伝えしました。1月10日から17日まで市の公式 YouTube にて、市長、議長、教育長、恩師からのお祝いの言葉を公開しております。

日程第8 報告事項2 清瀬けやきホール指定管理者の選定について
---------------------------------

日程第9 報告事項3 下清戸集会所指定管理者の選定について
-------------------------------

(渡辺教育部長)

両施設は指定管理者管理期間が令和3年3月31日で終了となる事から、新たな指定管理者選定を行う必要があり、12月清瀬市議会において上程をし、議決されたためご報告のみとさせていただきます。

清瀬けやきホールは現在受託をしているアクティオ株式会社が引き続き指定管理者に決定いたしました。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっています。

下清戸集会所指定管理者については、地域の皆さんが自ら共同して管理に携わることが円滑な施設利用に繋がると評価出来るため、公募によらず引き続き下清戸地域自治会が指定管理者に決定いたしました。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっています。

**閉会**

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 11時40分

令和3年1月15日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長                      坂 田   篤

教育委員                    兵頭 扶美枝